

第 13 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 22 年 1 月 5 日（月）13：00～15：25

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

- ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、伊藤専門委員、引頭専門委員、清田専門委員、野辺地専門委員、宮川専門委員
- ・審議協力者（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行）
- ・調査実施者（中村経済産業省企業統計室長、木下参事官補佐、須田参事官補佐）
- ・事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか 2 名）

4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 審議の概要

（1）事務局から前回部会の結果概要及び第 29 回統計委員会における主な意見について説明があった後、調査実施者からこれまでの部会での指摘事項を踏まえた調査票及び集計様式の修正案並びに記入の手引の案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、おおむね適当とされたが、調査票及び集計様式については、以下のようないい意見が出された。これについて調査実施者から、調査票に関する指摘については記入の手引で対応し、集計様式に関する指摘については合計欄を追加するとの回答があり、いずれも了承された。

《調査票》

- ① 「社外取締役」については、会社法で要件が決められており、公開会社は理解していると思うが、それ以外の中小の会社がどこまで理解しているのか分からないので、回答の正確性の観点から、簡単な定義を入れた方がよい。
- ② 決算期が変更された場合の記入方法を明示しないと、報告者によって記入する内容が異なることが想定され、集計結果に影響が出るのではないか。

《集計様式》

- ① 社内取締役と社外取締役の合計の欄を設けるべき。
- （2）事務局から、答申案の朗読及び説明があり、これを踏まえ、項目ごとに審議が行われた結果、主に以下のような意見が出され、所要の修正を行うこととされたが、答申案の修正文の表現については部会長に一任することとされた。

《「オ 取締役の設置状況を把握する事項の変更」》

① ア～エまでの関係会社間の取引、国際取引、外部委託の状況、剰余金等については、調査実施者が今回計画している本調査の変更について指摘をするものであるのに対し、オの取締役の設置状況については、今回の計画の変更には含まれていないものの、部会における審議の過程で変更すべきと指摘するものなので、その違いが分かるような書き振りにした方がよい。

«「(3) その他」»

- ① 文章の末尾が「考えられる」となっているが、主観的な表現であり、他の表現に変えた方がよい。
- ② 特定サービス産業実態調査と重複する一部業種については、出版業など既に明らかになっているので、例示を入れた方がよい。
- ③ 特定サービス産業実態調査との重複は正については、現時点ではやむを得ないとしても、是正が必要であれば、今後、それを積極的に検討すべきであるという旨の記述とすべきである。
- ④ 本項目の内容は、重複は正について今後検討を要するものであるので、表題（見出し）は「その他」ではなくその内容を明確に示すものに変えた方がよい。

«「3 今後の課題（1）企業活動に関する統計の体系的な整備」»

- ① 企業活動に関する統計を整備する中で、より利用者が使いやすい環境の整備や公的統計としての有用性の観点から、複数の統計調査の概念・定義の統一化等についても言及した方がよいのではないか。
- (3) 答申案の審議終了後、いわゆる「部会長報告メモ」について議論が行われ、純粋持株会社を含めた広義の「企業グループ」内の企業間取引の実態の把握の検討について、部会長から統計委員会に報告することとされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>